

○国土交通省告示第 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第三条第一項の規定に基づき、土砂災害防止対策基本指針の一部を次のように変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

目次中「避難勧告等」を「避難指示」に改める。

一の1中「平成二十一年から平成三十年まで」を「平成二十三年から令和二年まで」に、「約千四百件」を「約千五百件」に、「その間に発生した」を「近年では、」に、「避難勧告等が」を「避難指示等が」に、「避難勧告等の」を「避難指示の」に改め、「土砂災害対策基本指針は」の下に「、このような認識の下」を加える。

一の2及び二の3中「避難勧告等」を「避難指示」に改める。

四の3を次のように改める。

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保

を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画や避難訓練の内容を避難の実効性を高めるものとするためには、まず、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。次に、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画等の見直しを行うことが必要である。このため、都道府県及び市町村の関係部局が連携して、国が策定する避難確保計画作成の手引き等を活用しつつ、適切な避難時期の設定、避難先の選定、施設同士の避難の受け入れ体制の構築、地域と連携した避難支援体制の確保等を考慮した避難確保計画の作成や、作成された避難確保計画に基づく避難訓練の実施、避難訓練により得られる教訓を踏まえた避難確保計画等の見直しについて、積極的に支援を行うことが求められる。

また、市町村長は、避難確保計画や避難訓練の結果の報告を受けたときは、要配慮者利用施設

の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができることとされている。このため、市町村の関係部局が協力して避難体制等を確認し、必要に応じ助言又は勧告を行うことで、要配慮者利用施設におけるより実効性の高い避難の確保を図ることが求められる。

国は、都道府県と連携しながら、避難確保計画や避難訓練が実効性の高い避難につながるよう市町村の支援に努めるものとする。

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができるとされている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

五の2中「避難勧告等」を「避難指示」に改める。

五の4中「避難勧告等」を「避難指示」に、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に改める。

五の5及び6並びに七の2中「避難勧告等」を「避難指示」に改める。